

# 東白川村男女共同参画 基本計画

令和2年4月

東白川村



## 目次

### 第1章 計画の趣旨

#### 1 計画策定の趣旨

#### 2 計画の位置付け

#### 3 計画の期間

#### 4 本村の男女共同参画の状況

### 第2章 計画の基本的な考え方

#### 1 計画の基本理念

#### 2 計画の体系

### 第3章 計画の内容

#### 1 基本目標における施策の方向

### 第4章 計画の推進体制と役割分担 推進体制

## 第1章 計画策定の趣旨

### 1 計画策定の趣旨

我が国の男女共同参画社会の形成に向けた取組は、昭和50年「国際婦人年」の女子差別撤廃条約等に基づく国際社会における動きを契機として始まりました。その後、平成11年6月には「男女共同参画社会基本法」が制定され、「第1次男女共同参画基本計画」（平成12年12月策定）、「第2次男女共同参画基本計画」（平成17年12月策定）、「第3次男女共同参画基本計画」（平成22年12月）を経て、「第4次男女共同参画基本計画」（平成27年12月）が策定され、これらに基づく取組が推進されてきたところです。

しかし、人々の意識の中では、いまだに男女の役割分担を固定的にとらえる考え方が根強く残っており、それが真の男女平等実現への妨げとなっています。

男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国における最重要課題と位置付けられているとともに近年では女性活躍推進の取り組みが急速に拡大し成長戦略の中核に位置付けられています。その実現のためにはすべての村民が男女共同参画の意義を理解するとともに、一人ひとりが尊重され、その個性と能力をいかんなく発揮することにより、行政、村民、事業者が、それぞれの役割を果たし、一体となって暮らしやすい社会を作り上げて行くことが重要です。

また、平成27年8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立し、女性の採用・登用・能力開発のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付けられました。女性のエンパワーメントは女性の人権への理解を深めるばかりでなく、社会や企業の持続的な発展にもつながり、豊かで活力ある社会の実現に向けてより一層の推進が望まれます。

このような状況を踏まえ、本村では引き続き男女共同参画社会の実現及び女性の活躍推進を目指し、出来る限り地域の実情にあった「地域らしさ」を有し、この計画を策定します。

### 2 計画の位置付け

#### (1) 東白川村男女共同参画計画としての位置付け

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定に基づき策定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画です。

#### (2) 法令及び関連計画との整合性

本計画は男女共同参画社会基本法、国の男女共同参画基本計画及び岐阜県男女共同参画計画を踏まえ、東白川村総合計画及びその他各種計画との整合を図るものとします。

### (3) 東白川村 DV 防止基本計画としての位置付け

本計画の基本目標における「男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶」に関連する部分は、本村における配偶者からの暴力防止及び被害者の保護・視点に関する基本的な考え方及び施策の方向性を示すものとして、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に規定する基本計画として位置付けます。

### (4) 東白川村女性活躍推進計画としての位置付け

本計画の基本目標における「女性の活躍推進に向けた社会の推進」に関連する部分は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく村の推進計画として位置付けます。

### (5) すべての村民にとっての男女共同参画計画としての位置付け

行政はもとより、家庭、職場、学校、地域などにおけるすべての村民がそれぞれの立場で、自ら考え、行動するための共有の指針となる計画です。

## 3 計画の期間

この計画の期間は令和2年度から令和6年度の5年間とします。なお、社会情勢の変化等により新たに計画に盛り込むべき事由が生じた場合は、必要に応じて計画を見直します。

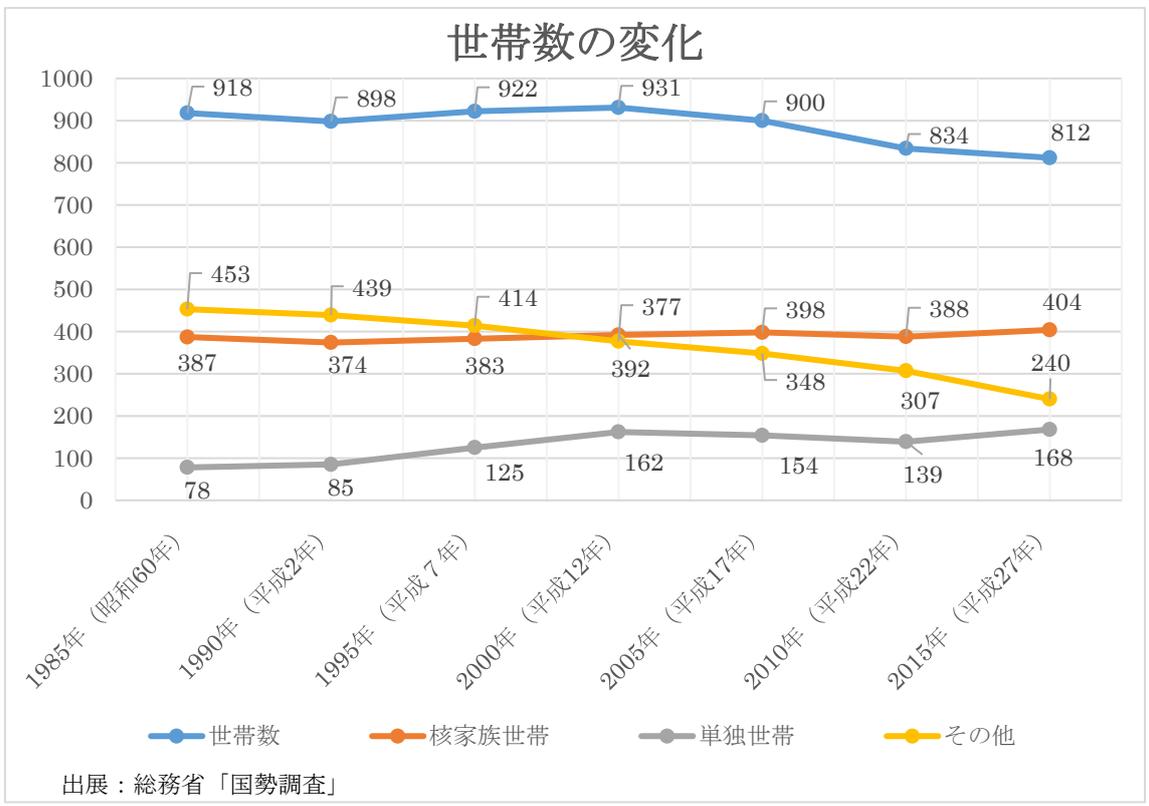
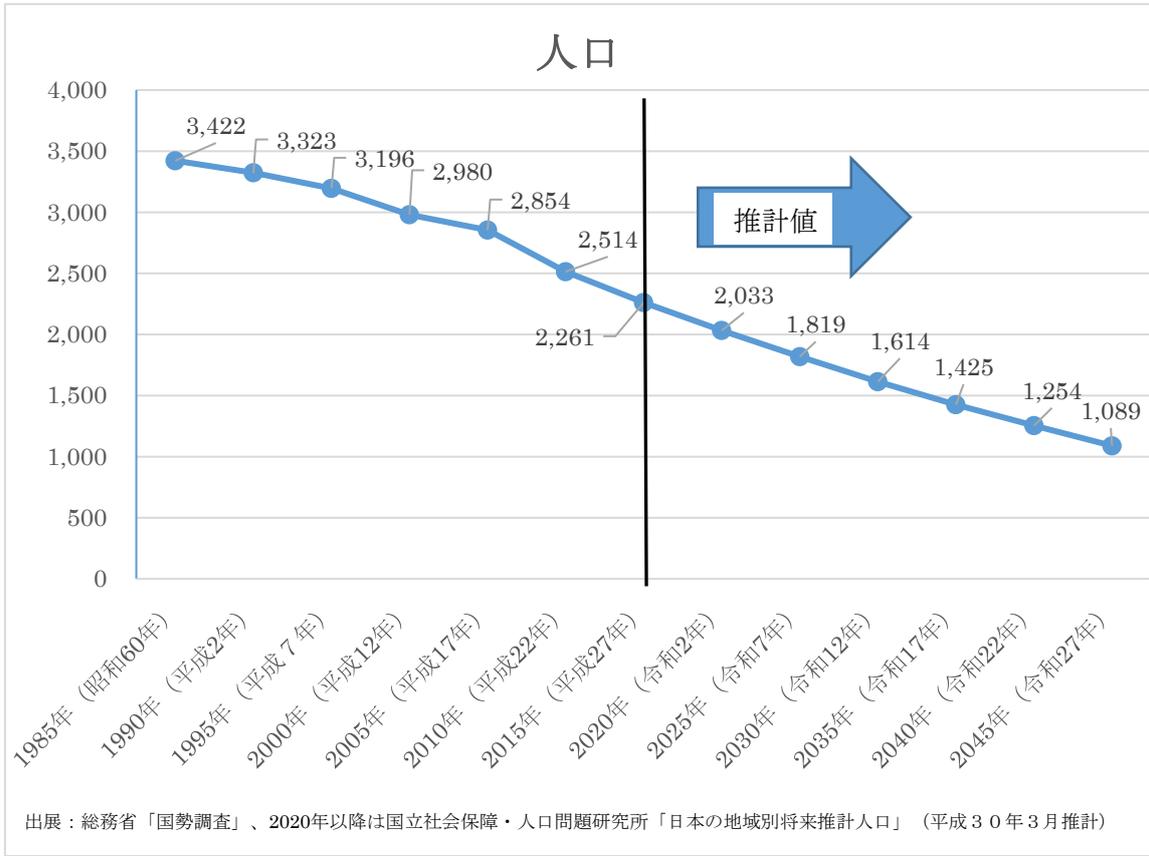
## 4 本村の男女共同参画の状況

### 人口・世帯の状況

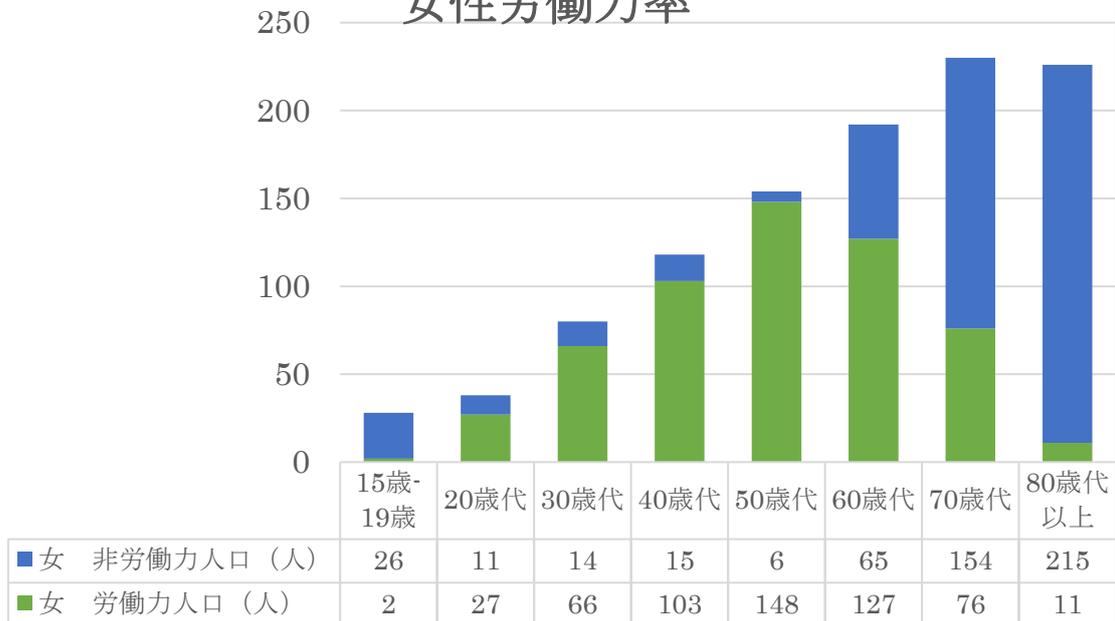
東白川村の人口は、昭和22年をピークの5,165人として年平均40人程度の減少を続けています。また、昭和30年代から平成初期までは、社会動態（転出と転入の差）による減少が主体でしたが、平成10年代になると、社会動態の減少は半減する反面、自然動態（死亡と出生の差）で減少してきており、近年の少子高齢化など、社会の情勢を背景に減少構造も変化してきています。

全国の人口も今後は減少し、その減少を上回る比率で岐阜県の人口も減少すると推計されています。国立社会保障・人口問題研究所が公表している人口推計などを参考に、東白川村の人口を推計しますと、令和7年には2,000人を下回ると推計され、その後も減少していくことが推計されます。

世帯数の変化については人口と比較すると減少は緩やかであることは世帯を構成する人数が減少していることが読み取れ、世帯数の変化のグラフ内の多くの3世帯家族が含まれているその他が減少していること、単身世帯が増加傾向にあることから同様のことが言えます。

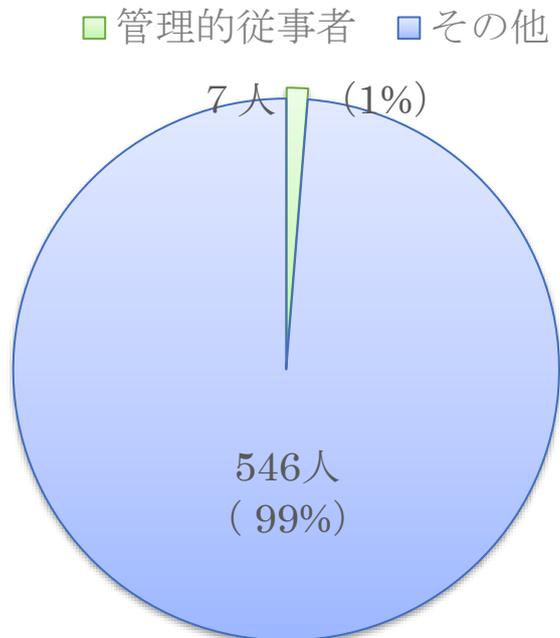


## 女性労働力率



出展：総務省「平成27年 国勢調査結果」 [https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200521&tstat=000001080615&cycle=0&tclass1=000001095955&tclass2=000001100295&stat\\_infid=000031569368](https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200521&tstat=000001080615&cycle=0&tclass1=000001095955&tclass2=000001100295&stat_infid=000031569368) を加工して作成

## 女性就業者における管理的職業従事者



出展：総務省「平成27年 国勢調査結果」 [https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200521&tstat=000001080615&cycle=0&tclass1=000001095955&tclass2=000001095956&tclass3=000001097357&stat\\_infid=000031553959](https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200521&tstat=000001080615&cycle=0&tclass1=000001095955&tclass2=000001095956&tclass3=000001097357&stat_infid=000031553959)

## 2章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

社会経済環境が急速に変化する中で、これからは真の生活の豊かさが求められる時代となり、一人ひとりがそれぞれの生き方を自由に選択できる社会が求められます。

そのため、国では、男女共同参画社会について、次の5つの基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画社会を推進するため、「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

#### 【男女共同参画社会基本法の基本理念】

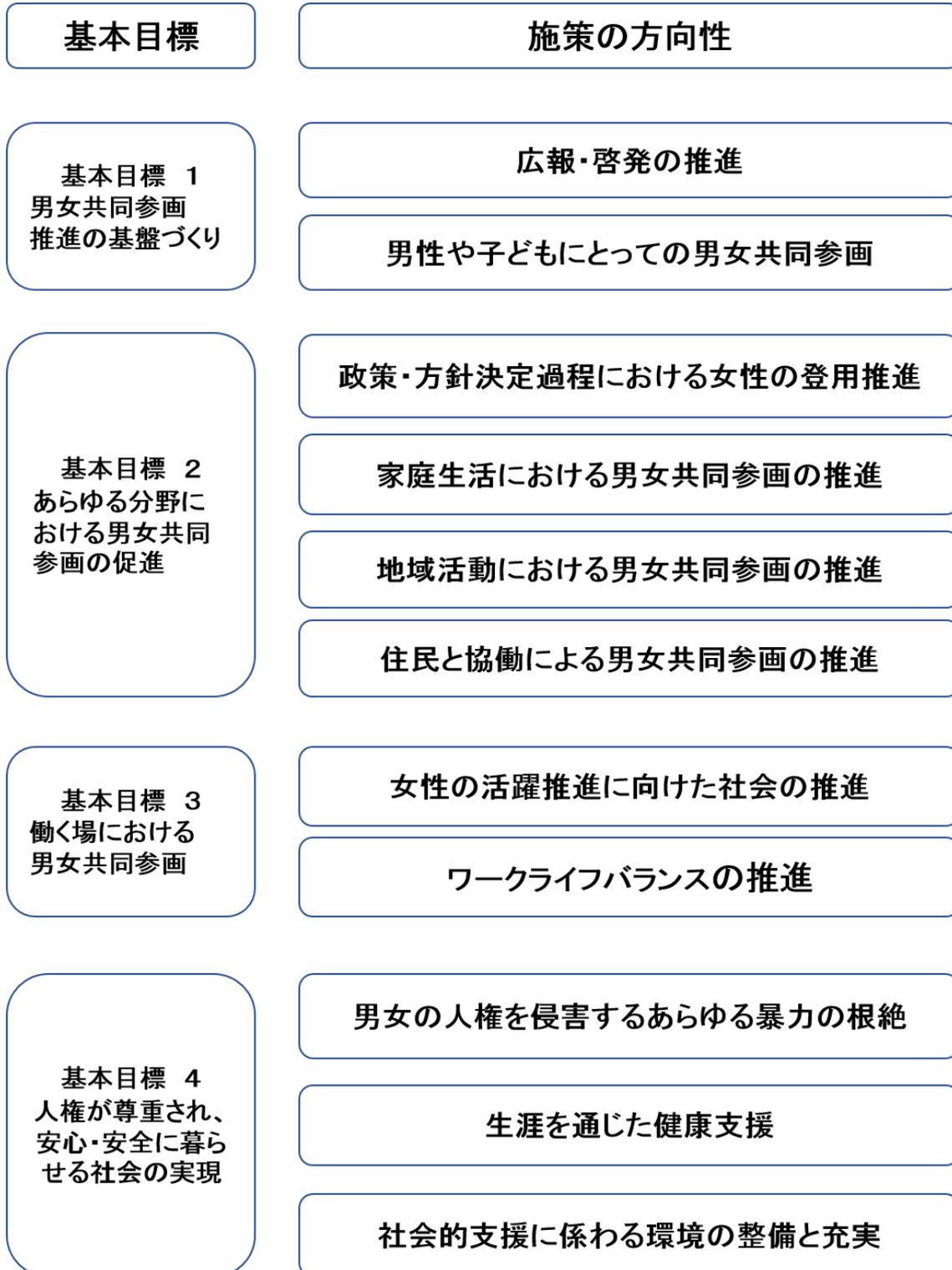
- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度又は慣行についての配慮
- 3 政策等の立案及び決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5 国際的協調

本計画では、この「男女共同参画社会基本法」が掲げる5つの理念や上位計画に基づき、次の基本理念を設定します。

## すべてのひとにとって暮らしやすい村 東白川

すべての人がおもしろい、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、社会の対等な構成員としてあらゆる分野に共に参画し、それぞれの個性と能力を十分に発揮できることを基本理念として、男女共同参画社会の実現を目指します。

2 計画の体系



## 第3章 計画の内容

### 1 基本目標における施策の方向と概要

#### 基本目標 1 男女共同参画推進の基盤づくり

##### (1) 広報・啓発の推進

###### 現状と課題

男女共同参画社会を推進し、その視点を活かしたむらづくりを実現するためには、男女共同参画社会について、さまざまな方法を使って、最新の情報を、広く共有する必要があります。例えば「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割分担意識は、男性の家事参加率の低下や女性の社会進出の妨げとなっており、男女だけでなくその勤め先である職場においても意識改革が必要です。男女がそのお互いの人権を尊重し、性別にかかわらず個性と能力を発揮し、男女にかかわらない社会の実現を目指します。

あらゆる世代の人たちを対象に、男女共同参画をテーマとした講座を開催し、知識の向上や意識の変革を促す機会を提供します。

###### 具体的な取組の方向

##### ①男女共同参画に関する広報啓発・情報提供

「広報ひがししらかわ」やホームページ、ケーブルテレビを中心に広報・啓発活動を行います。インターネットやケーブルテレビを活用し、国や県などが発信する情報を地域に提供します。

なお、村が発行する印刷物においては、性差をはじめとした差別的な表現を行わないようにします。

##### ②男女共同参画を推進する教育・学習の充実

男女共同参画に対する意識を高めていくために、男女共同参画について考える場、あるいは学習する場を提供していくことが重要です。これは東白川村だけではなく、美濃加茂市や加茂郡の町との連携を深め、広域的に男女共同参画の知識を高めていく活動をしていかなければなりません。そして、あらゆる世代の男女が生涯にわたり能力を高めていくことができるよう、実施にあたっては、夜間や休日に行うなど、それぞれのライフスタイルにあった学習機会を提供します。

また、学校では、性別にとらわれない、一人ひとりの個性と能力にあった進路指導や、その情報提供により、児童・生徒自らが主体的に進路選択できるような指導が望まれます。

## (2) 男性や子どもにとっての男女共同参画

### 現状と課題

働く女性が増えている中で、男女共同参画社会の実現には、家庭生活や育児などへの男性の協力や参加が必要不可欠です。そして、男性だけではなく、子どもたちの教育も重要です。子どもの頃から、男女共同参画の意識を育むことは、子ども自身にとってだけではなく、今後の社会全体における男女共同参画推進の基盤づくりにつながります。

そのため、男性の育児参加の支援や、学校教育等を通じて、子どもたちに男女共同参画について考え、体験する機会を提供します。

### 具体的な取組の方向

#### ①男性が家庭・地域社会に参画しやすい職場環境づくりの推進

夫婦が協力しあって子育てをするためには、男性の育児休業等が取りやすい環境や、就業時間の短縮化など、それぞれの職場の理解と協力を進めていかななくてはなりません。男性が子育てにもっと積極的に参加できるよう、村と商工会が連携し、男性の育児休業等や介護休暇の取得を推進します。

#### ②男性の育児参画の支援

男性自身が家庭や地域における父親の役割を認識し、育児に積極的に参加するよう、家庭教育をテーマにした父親参加型の事業を行います。家庭教育に対する関心や意識を高めるため、育児や生活をテーマにした講演会や教室などを開催し、男性の参加を促します。

また、主に母親が中心に行っているPTA活動は、男性が子育てや地域社会に参加する絶好の機会であるため、父親へのPTA活動などへの参加の呼びかけや、授業参観・懇談会などの参加を働きかけます。

#### ③学校教育における男女共同参画

男女共同参画を構築していく上で、小中学校での教育は重要な役割を担っています。児童・生徒が社会人となって、自然に男女共同参画意識を持つために、小中学校での学校教育の中で、男女共同参画についての学習を推進します。

## 基本目標 2 あらゆる分野における男女共同参画の促進

### (1) 政策・方針決定過程における女性の登用推進

#### 現状と課題

女性の社会進出は、以前より進んでおり、意識における男女の地位の平等感についてや男性優遇については低下していますが、むらづくりの方針決定の過程においては、まだ十分に参画が進んでいるとは言えません。活力あるむらづくりを進めるためには、女性が本来持っている能力を伸ばし、その考え方や意見を、方針・施策決定過程などに活かし、男女の意見がともに反映されバランスがとれた施策が当たり前に行えるよう、あらゆる分野へ女性が参画しやすい環境を整える必要があります。

そのため、政策・方針決定過程における男女の構成比の適正化に努めます。

#### 具体的な取組の方向

##### ①村の審議会等委員への女性の登用推進

平成31年4月1日現在における、東白川村の審議会等委員の女性登用率は24.2%となっております。

今後は30.0%を目標に、引き続き女性委員の登用を積極的に推進します。

##### ②村の管理職などへの女性の登用推進

行政においても、管理職の女性登用を積極的に推進していく必要があります。女性職員が知識を身に付け、能力を発揮することができるよう、リーダー育成講座・研修会を通じた人材の育成を行います。

管理職への登用は、性別を問わず能力によるものとし、管理職にふさわしい人材育成に努めるとともに、女性の登用を推進します。

##### ③あらゆる立場の意見を反映させるシステムづくり

活力あるむらづくりを進めるために、あらゆる立場の意見を反映させることができるシステムづくりを推進します。

### (2) 家庭生活における男女共同参画の推進

#### 現状と課題

家庭での日常的な仕事における男女の役割分担の現状をみると、女性が主に担当している場合が多くあります。

「男は仕事、女は家庭」という固定的な役割分担意識を解消し、男女が共に社会参加しやすい環境をつくっていくためには、家庭での男女共同参画を推進していくことが重要です。

また、家族は地域社会を構成する大切な単位です。特に、子どもがいる家庭では、親の

あり方によって、子どもの成長過程が左右されます。子育てをしている家庭における男女共同参画を推進するためには、家庭教育の支援の促進も必要があります。

具体的な取組の方向

#### ①家事、子育てへの男性の参画促進

家庭における性別役割分担意識は、現状では全般的に「女性が担当」が多くなっています。昔からの男女の固定的な役割分担や性別による気づかない差別をなくすために、一人ひとりの意識改革を進める必要があります。

女性の負担が多い子育て、家事における男性の参加を促すため、「広報ひがししらかわ」やホームページなどあらゆるメディアを活用し、家族で話し合う話題を提供、子育てや家事をテーマに講座を開催します。実施にあたっては、母親だけでなく、父親やその他の家族にも参加してもらえよう講座メニューを選考するとともに、日時や場所の設定にも配慮します。

#### ②子育て家庭への支援

核家族化が進み、子育てで悩む保護者が増えています。子育てで行き詰った保護者が、子どもに対して暴力を振るうなど、育児拒否などに陥る事例も多く見られます。子育てをしている家庭においての男女共同参画を推進するためには、子育て家庭への支援を促進します。

### (3) 地域活動における男女共同参画の推進

現状と課題

地域活動（PTA活動や子ども会活動等）への参加状況は、男性より女性の方が多く参加しています。しかし、自治会長やPTA会長などの例にみられるように、地域においての意思決定の場への女性の参画率は少ないのが現状です。

地域活動の場においても、あらゆる立場の方が、むらづくりに関わることができる環境を整えていく必要があります。

具体的な取組の方向

#### ①地域活動の役職などにおける女性登用促進

地域活動は、最も身近な社会参加の場であり、そこで女性も力をつけていくことが、政策決定の場をはじめとした社会参画につながるものです。地域活動における女性のスキルアップを支援し、自治会などの地域活動の場においても、男女が共に等しく「参加」ではなく「参画」できる環境を促進します。

## ②地域活動における男性の参画促進

P T A活動をはじめとした地域活動での参加者は女性が中心となっています。これらの身近な地域活動などに、多くの男性の参加を働きかけます。

## ③高齢者の地域活動への参画支援

退職後も地域社会に貢献するとともに、生きがいを持てるよう就労機会の提供を促進します。高齢者の方が地域に関わる機会をつくるため、コミュニティ活動やボランティア活動に対して、支援・協力を行います。

## (4) 住民と協働による男女共同参画の推進

### 現状と課題

近年、地域課題が多様化しており、従来の行政サービスだけでは村民ニーズに対応することが困難なケースが出てきています。行政だけでなく、村民や地域団体などが共に協力し合って取り組む事業や、参画する仕組みづくりを進め、それぞれの立場の特性を活かした取組が求められています。

そのため、協働の意識を浸透させ、さまざまな事業への住民参画が進むよう意識啓発や、村民と行政が協働で事業に取り組むことができる機会を充実させていく必要があります。

### 具体的な取組の方向

#### ①村民が活躍するむらの推進

村民が住民参画の制度を利用して、男女が共にむらづくりに積極的に参画できるような機会を充実させます。そのため、地域で活躍する地域リーダーを育成するため、地域コミュニティ活動が活性化するよう支援を行います。村民と村職員による地区懇談会を開催することで、協働のむらづくりを推進します。

#### ②N P O・ボランティア団体との連携強化と活動支援

N P O・ボランティア団体等との連携強化と活動支援を行い、村民一人ひとりの活動と交流が活発化する環境づくりに努めます。ボランティアなどの活動に対する地域住民の理解を深め、世代・性別の隔てなく参加できるよう、地域での交流を広げながら活動を促進します。

#### ③防災活動における女性の参画の推進

被災時には、男女の身体的・生理的な違いにより、男女双方の視点からの配慮が必要です。そのため、女性を含めた自主防災体制の強化を図り、男女が協力して防災活動ができる体制づくりに努めます。

## 基本目標 3 働く場における男女共同参画

### (1) 女性にとっても働きやすい仕組みの推進

#### 現状と課題

少子高齢化に伴い、男性だけでなく女性の労働力なしでは社会が成り立たなくなっています。しかし、育児・介護休業法の整備により、育児休業等や介護休暇が取得しやすくなったものの、依然、家事や育児、介護などの負担が女性に偏っていることが否めないことから、働く意欲のある女性の障害となっているのが現状です。

女性にとっても男性にとっても働きやすい仕組みづくりを推進します。

#### 具体的な取組の方向

##### ①男性優位の待遇の改善

収入、昇進などについての不満は男女で大きく差があるのが現状です。男女が共に、その能力に応じて働きやすい職場環境づくりをめざしていく上では、職場における男性が優遇されている現状の改善が必要です。

また、女性においても、男だから女だからという意識をなくし、能力を積極的に発揮し、登用についての意識も変えていくことが必要です。そのためには、行政が率先して改善していくとともに、商工会や村内事業所へ普及・啓発していきます。

##### ②職場における仕事と家庭の両立支援の促進

女性が働き続ける上で、結婚、出産、子育て、介護が大きな問題となっています。子育てや介護は、家庭だけではなく社会で一緒にやっていかなければならないものであります。子育てや介護期を、女性だけでなく、男性に対しても職場が理解し、働き続けることができることをめざし、育児・介護休業制度をはじめとした支援制度の充実を普及・啓発していきます。

##### ③商工会・地域の事業者との連携と啓発

村内の事業所に対して、雇用に関する法令・制度を周知するため、通知文の送付や商工会への働きかけなど、積極的に情報提供や就業の場における男女共同参画の促進について認識を高める啓発を行います。

### (2) ワーク・ライフ・バランスの推進

#### 現状と課題

男女とも仕事をし、家事、育児、介護などの役割分担については分かち合うといった意識は以前より向上していますが、その実現にはまだ程遠いのが現状です。仕事優先の組織

風土や長時間労働等がその妨げの原因となっています。

男女が共に仕事、家事、育児、介護の両立を図り、より豊かな生活を送るためにワーク・ライフ・バランスの意識啓発を推進します。

具体的な取組の方向

①男性中心労働慣行等の変革、ワーク・ライフ・バランス環境の提供

ワーク・ライフ・バランスが個人生活の充実や企業の活性化につながることなどの広報・啓発を通じて、ワーク・ライフ・バランス推進の機運の醸成を図ります。

男性中心型労働慣行等の変革を促進し、労働時間の短縮や年次有給休暇等の各種休暇の促進をします。

②多様なニーズに対応した保育サービスの充実

勤務形態や勤務時間の多様化により、様々な保育形態が必要とされてきています。多様な働き方に応じた保育ニーズに応えるため、一時預かり保育や延長保育などの保育サービスを充実・実施します。

## 基本目標 4 人権が尊重され、安心・安全に暮らせる社会の実現

### (1) 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

#### 現状と課題

女性や子どもに対する暴力の根絶は、男女共同参画社会を実現する上で克服しなければならない課題です。セクシャル・ハラスメントや、ドメスティック・バイオレンス（DV）をはじめとした人権侵害に対して、速やかに対処できる相談体制の充実が必要です。

#### 具体的な取組の方向

##### ①人権尊重意識の啓発

男女共同参画社会を実現するために、すべての人が男女共同参画を正しく理解し、意識を深められるよう啓発活動を行い、人権尊重意識の浸透を図ります。

##### ②女性や子どもに対する暴力の根絶

暴力は、その対象の性別や、加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。暴力の根絶に向けて、広報・啓発活動に努めるとともに、相談体制の充実を図ります。また、セクシャル・ハラスメント防止に対する意識も高めます。

### (2) 生涯を通じた健康支援

#### 現状と課題

生涯を通じて、明るく楽しく過ごす上で、健康の維持増進を図ることは重要なことです。高齢化が進む中で、介護が必要にならないような健康の維持増進を図り、介護予防も含めた健康づくりができる環境の整備が求められます。

また、女性は、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。こうした女性の健康上の問題に対して、生涯を通じた健康づくりを推進していく必要があります。

#### 具体的な取組の方向

##### ①母性保護の向上と母子保健の充実

女性の社会進出や核家族化が進む中で、出産や子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。安心して子どもを産み育てることができるために、母性保護の向上と母子保健の充実に努めます。

また、食生活改善推進協議会による親子の食育教室を開催し、食材や栄養バランスについて学ぶとともに、規則正しい食事から健やかな生活リズムをつくるように働きかけます。

## ②思春期教育の推進

情報伝達手段の発達に伴い、性に関する誤った情報が氾濫しています。子どもたちが、エイズや性感染症、妊娠や中絶など男女の性に関する正しい知識と理解を身につけるため適切な性教育を推進します。

また、女性自身が自分の身体について知り、自己決定をしていくため、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（R・H/R: 生殖に関する健康と権利）の概念が定着するよう啓発に努めます。

## ③健康づくりの推進

健康の維持増進を図るためには、住民一人ひとりが自分の健康に対する意識を高める必要があります。健康に関する情報提供や、話し合いの場を設けるなど様々な形での心身の健康に対する普及・啓発を行っていきます。

## ④介護支援体制の充実

高齢化が進む中で、在宅介護の割合が増加しています。そうした在宅介護においては、女性への介護負担が非常に大きなものとなっています。

介護が女性に集中しないように、介護保険制度の利用を促進するなど、介護負担の軽減を図ります。

## （3）社会的支援に関わる環境の整備と充実

### 現状と課題

障がい者やひとり親世帯、高齢者など、社会の変化を背景に様々な困難を抱えている人たちが増加しています。

男女間の差だけでなく、障がいがあること、日本で働き生活する外国籍住民であることなど、複合的に困難な状況に置かれている人々が、自立して安心して暮らせる環境の整備を行う必要があります。

男女共同参画の視点に立って、互いに助け合い、すべての人が暮らしやすいむらづくりを目指します。

### 具体的な取組の方向

#### ①障がい者の自立した生活に対する支援

障がい者やその家族が安心して地域で暮らし続けることのできる環境づくりを推進するため、公共施設等のバリアフリー化をはじめ、障がい者が自立した生活が送れるよう各種支援を行います。

また、障がい児の早期療育に向け、関係機関が一体となった総合的な支援体制を構築します。

## ②高齢者の自立した生活に対する支援

少子高齢化がますます進むこれからの社会において、高齢者が自立し安心して暮らすことのできる社会づくりが必要です。

介護保険制度の適正な運用のほか、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、介護予防や高齢者の生きがいづくりなど、高齢者に対する支援を行います。

また、高齢者が地域で孤立しないよう、地域での見守り体制を強化します。

## ③ひとり親世帯の自立した生活に対する支援

ひとり親世帯では、仕事・家事・育児などをすべて一人で負担しており、精神的、経済的に不安定な状況になる可能性があります。ひとり親世帯の生活安定のため、精神的安定と経済的な自立を促進する支援を行います。

## ④外国籍住民の自立した生活に対する支援

外国籍住民が、言葉の違いにより暮らしの中で不便さを感じることを少なくなるよう、外国籍住民への相談業務や情報提供を行います。

#### 第4章 計画の推進体制と役割分担 推進体制

本計画の推進に当たっては東白川村役場総務課を中心とし、全部署において男女共同参画社会の形成の重要性を認識及び女性の活躍推進とともに全庁横断的に取り組みを実施します。

また、地域住民の意見等を取り組みに反映させるため、住民をはじめ企業、地域団体、NPO等の各種団体、行政関係機関などと連携・協働して取り組みを実施します。